

放課後子どもプラン全国地方自治体担当者会議資料  
(文部科学省追加分)

目 次

スケジュール(案)・・・・・・・・・・・・・・・・	1
実施要綱(案)・・・・・・・・・・・・・・・・	2
仮申請書(案)・・・・・・・・・・・・・・・・	8
対象経費(教室運営費)について(案)・・・・・・・・	11
学習活動(学びの場)について(案)・・・・・・・・	12
公立学校施設の財産処分手続について・・・・・・・・	13
地域子ども教室と放課後児童クラブの連携・・・・・・・・	14
～地方自治体における取組例～	

## 「放課後子ども教室推進事業」関連スケジュール(案)

放課後子ども教室推進事業については、19年度からの新規事業と言うこともあり、事前に内定行為を行わなければ、各自治体において4月当初からの速やかな実施が行うことが困難と考える。

そのため、18年度中に仮申請書という形で各自治体より事業申請を受け付け、それに対して内定を行う。

時 期	放課後子ども教室推進事業等(補助金)関連事項		その他事項
	文部科学省	都道府県・指定都市・中核市	
2月上旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「放課後子どもプラン推進事業」交付要綱等(案)の提示</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1日)放課後子どもプラン連携推進室の設置</li> <li>・(7日)放課後子どもプラン全国地方自治体担当者合同会議</li> <li>・(9日)全国生涯学習・社会教育事務担当者会議</li> </ul>
2月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「放課後子どもプラン推進事業」交付要綱等(案)に基づいた仮申請書の提出依頼</li> <li>・概算払の個別協議(対財務省)</li> </ul>		
3月中旬		<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮申請書の提出</li> <li>・年度途中での「追加申請」の有無及び規模(箇所数・金額)の確認</li> </ul>	
3月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「放課後子どもプラン推進事業」交付要綱発出(国会による予算成立日予定)</li> <li>・仮申請書に基づいた内定及び交付申請書の提出依頼</li> </ul>		
4月1日	事業開始日(平成19年度)		

依頼から提出までおよそ1ヶ月を想定

内定については、国会による予算成立日以降

(案)

## 別添1 放課後子ども教室推進事業等実施要綱

### 放課後子ども教室推進事業

#### 1 趣 旨

放課後子ども教室推進事業は、全国の小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものである。

#### 2 実施主体

本事業の実施主体は市町村（特別区を含む。以下同じ。）等とし、事業の一部を適当と認められる民間教育団体等に委託して行うことができるものとする。

#### 3 対象とする子どもの範囲

この事業における子どもの範囲は地域の子どもの全般を想定しているものであり、幼児、児童・生徒等一部の学齢のみを対象とするものではないが、主な対象は小学生の児童である。

#### 4 運 営

本事業の運営は、次により実施するものとする。

##### (1) 放課後子ども教室の実施

本事業の実施に当たっては、子どもたちの安全管理面に配慮するため、安全管理員を配置することとし、子どもたちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者を選任することが望ましい。

本事業の実施に当たっては、学ぶ意欲がある子どもたちに対して、学習機会を提供するため、学習アドバイザーを配置することとし、地域のニーズに配慮しつつ、学習の内容に応じて、子どもたちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者を選任することが望ましい。

具体的には、教職を目指す大学生や退職教員、民間教育事業関係者等、地域で活躍している様々な分野の方々が想定される。

本事業は、基本的に、小学校施設（教室や余裕教室、校庭、体育館等）を活用して実施するが、地域の実情に応じて、公民館等の社会教育施設、児童館など、多様な体験活動や交流活動等が安全・安心して活動できる場所で実施することができるものとする。

本事業は、概ね年間を通じて、放課後や週末等に継続的に実施することとするが、地域の実情や活動内容及び地域子ども教室での実績等を踏まえ、実施主体が判断するものとする。

本事業は、地域の大人の参画（無償ボランティアを含む。）を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、地域ぐるみで子どもを育む環境づくりに努めるものとする。

本事業の実施に当たっては、地域の子どもの対象とし、参加人数等については、地域の実情や活動内容により実施主体が判断するものとする。

ただし、居住の別や国公立の学校種別等の制限を設けることなく、地域の実

情に応じて、できる限り多くの子どもたちが参加できるよう配慮するものとする。

本事業の趣旨を勘案し、障害を有する子どもたちに対しても、放課後や週末等における体験・交流活動等の場として活用されることが望ましいことから、障害を有する子どもたちが本事業に参加する場合は、個々の状況に配慮した活動を行うために、人的体制の確保等の適切な措置を必要に応じて講じること。

本事業の円滑な実施を図る観点から、都道府県、指定都市及び中核市が実施する安全管理員、学習アドバイザー等を対象とした研修への積極的な参加に努めること。

#### (2) 運営委員会の設置

市町村は、域内の放課後対策事業（放課後児童クラブを含む。以下同じ。）の運営方法等を検討する運営委員会を設置する。

具体的な検討内容は、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、活動プログラムの企画、事業実施後の検証・評価等が考えられる。

運営委員の選定にあたっては、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者及び域内の地域住民等の方々を、各地域の実情に応じて適宜選定する。

委員会の開催については、年間をとおして時期の偏りがないよう定期的に開催することに努める。

#### (3) コーディネーターの配置

市町村は、各小学校区毎に、放課後対策事業の総合的な調整役を担うコーディネーターを配置することとし、各地域の中心的な役割を担い、学校関係者、放課後子ども教室・放課後児童クラブ関係者、地域の団体、保護者などと良好な関係を保ち、定期的に連絡調整を行うことが可能な、子どもたちの健全育成に情熱を持つ地域の信頼できる者を選任することが望ましい。

具体的には、生涯学習インストラクターや民生委員・児童委員等地域に根ざした活動をされている方などが想定される。

コーディネーターは、本事業と放課後児童クラブとの連携についての調整を図ることのほか、保護者等に対する参加の呼びかけ、学校や関係機関・団体等との連絡調整、ボランティア等地域の協力者の確保・登録・配置、活動プログラムの企画等を行う。

#### (4) 共通事項

市町村は、原則として教育委員会（学校教育や学校安全主管課を含む。）が中心となって、学校、PTA、自治会など地域全体の協力を得て、本事業の実施に当たるものとする。

市町村は、総合的な放課後対策を推進する観点から、厚生労働省の放課後児童クラブと一体的あるいは連携して、域内の子どもたちの放課後子ども教室推進事業への参加促進に努めるものとする。

### 5 活動内容

本事業においては、次の活動を行うものとする。

- (1) 放課後や週末等における地域の子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）の確保
- (2) 地域の多様な大人の参画を得て、子どもたちに、様々な体験・交流・学習活動の提供

- (3) 様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養
- (4) 地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティの充実
- (5) その他子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

## 6 留意事項

本事業の実施主体は、政治的又は宗教上の組織に属さないものであること。

## 7 費用

- (1) 国は、上記2～6の要件を満たした次の事業に対して補助するものとする。
  - 市町村が直接実施する事業又は民間教育団体に委託して実施する事業に対して、都道府県が補助する事業
  - 都道府県、指定都市及び中核市が直接実施する事業又は民間教育団体に委託して実施する事業
- (2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上すること。
  - 放課後子ども教室運営費
    - ・ 安全管理員、学習アドバイザーの配置人数については、国の予算積算人数を参考に、各地域の放課後子ども教室の実情（開催日数や当該学校規模等）に応じて、真に必要な人数を配置する。
    - ・ 安全管理員、学習アドバイザーの謝金単価については、国の予算積算単価を参考に、各自治体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。  
ただし、それぞれの1人1時間あたりの謝金単価は、安全管理員720円、学習アドバイザー1,080円までを上限として積算するものとする。  
（なお、特別な催し物実施のための講師等の謝金単価設定については、経常的に行われたいものと解し、この金額によらなくても差し支えない。）
    - ・ 謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、教材費、事業関係者の保険料、消耗品費等が考えられるが、各地域の実情に応じた教室の運営に必要な経費を適宜積算する。（ただし、おやつ等の飲食物代や、子どもたちの実費相当の保険料・材料費代は除く。）
    - ・ 4(1)に基づき、放課後子ども教室の開設日数について、最低実施日数の考え方はとらないものとする。
  - 運営委員会経費
    - ・ 運営委員会の経費については、委員等謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各自治体の判断により、運営委員会の開催に必要な経費を適宜積算する。  
（ただし、飲食物費（当該自治体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。）
  - コーディネーター経費
    - ・ コーディネーターの配置人数については、国の予算積算人数を参考に、各自治体（小学校区数の多寡等）の実情に応じて、真に必要な人数を配置する。
    - ・ コーディネーターの謝金単価については、国の予算積算単価を参考に、各自治体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。  
ただし、1人1時間あたりの謝金単価は、1,440円までを上限として積算するものとする。

## 放課後子ども教室備品整備事業

### 1 趣 旨

新たに放課後子ども教室を開設する場合において、余裕教室等の施設を放課後子ども教室用のスペースにするため、開設年度に限り必要な備品等を設置し、放課後子ども教室運営の円滑かつ速やかな実施が図られることを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

### 3 事業の対象

に基づく放課後子ども教室推進事業を新たに実施するための施設に必要な、既存施設の改修等、施設整備を伴わない備品等の整備（備品の購入等）のみを行う事業。

### 4 対象事業の制限

- （１）他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とはならないこと。
- （２）改修や修繕等の工事が伴う施設整備は、本事業の対象とはならないこと。
- （３）本事業は、１放課後子ども教室につき１回限りとすること。

### 5 費 用

- （１）国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業

- （２）本事業の事業費を積算する際は、以下に基づき事業費を計上すること。

具体的な開設のための備品費については、以下のようなものが想定されるが、原則、各自治体の判断に委ねるものとする。

１放課後子ども教室あたりの単価については、国の予算積算単価を参考に、各地域の放課後子ども教室の実情（開催日数や当該学校規模等）に応じて、計上して差し支えない。

#### 【開設備品の例】

カーペット、ロッカー、保管庫（事務資料用）、ノートパソコン、プリンター、テレビ、エアコン（取付費含む）、折りたたみ座卓、事務用机・椅子、冷蔵庫、スポーツ用具（ボールかご等） など

## 放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業

### 1 趣 旨

各都道府県・指定都市・中核市において、域内における放課後対策の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会の設置を行うとともに、域内各市町村が実施する放課後対策事業に関わるコーディネーターや安全管理員等の事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修を行い、放課後子どもプランの推進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市とする。

ただし、事業の一部について事業を実施するのに適した法人等（財団法人、社団法人、特定非営利活動法人等）に委託することができるものとする。

### 3 運 営

本事業の運営は、次により実施するものとする。

#### （１）推進委員会の設置

都道府県、指定都市及び中核市は、域内の総合的な放課後対策の在り方を検討する推進委員会を設置する。

具体的な検討内容は、放課後対策事業（放課後児童クラブを含む。）の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、指導者研修の企画、事業実施後の検証・評価等が考えられる。

推進委員の選定にあたっては、行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、社会教育関係者、福祉関係者、学識経験者等を、各地域の実情に応じて適宜選定する。

委員会の開催については、年間をとおして時期の偏りがないよう定期的に開催することに努める。

#### （２）コーディネーター研修の実施

都道府県、指定都市及び中核市は、域内の市町村が各小学校区毎に配置するコーディネーターに対し、域内の放課後対策の現状や放課後子どもプラン関係施策の概要、ボランティア等地域の人材の確保のための方策などの資質向上を図るための講義等の開催や、他のコーディネーターをはじめとした放課後子どもプラン事業関係者との情報交換・情報共有を図る研修を実施。

#### （３）安全管理員等研修の実施

都道府県、指定都市及び中核市は、域内の市町村が実施する放課後対策事業に関わる安全管理員や学習アドバイザー等に対し、安全管理、子どもたちとの接し方、活動プログラムの企画・実施方策などの資質向上を図るための講義等の開催や、他の放課後子どもプラン事業関係者との情報交換・情報共有を図る研修を実施。

### 4 留意事項

放課後児童健全育成事業の担当者に対する研修を併せて実施する場合には、放課後子ども教室推進事業及び放課後児童クラブそれぞれの担当者又は指導員等が両研修を相互に受講できるよう連携を図るとともに、両研修内容の整合性や日程等にも配慮すること。

## 5 費用

(1) 都道府県、指定都市及び中核市が実施する事業に対して補助するものとする。

(2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上すること。

### 推進委員会経費

- ・ 推進委員会の経費については、委員等謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各自治体の判断により、推進委員会の開催に必要な経費を適宜積算する。

(ただし、飲食物費(当該自治体が認める会議費以外のもの)及び交際費に該当する経費は除く。)

### コーディネーター研修経費・安全管理員等研修経費

- ・ コーディネーター研修経費・安全管理員等研修経費については、講義謝金・旅費、印刷製本費、会場借料、消耗品費等が考えられるが、各自治体の判断により、研修の実施に必要な経費を適宜積算する。

(ただし、飲食物費(当該自治体が認める会議費以外のもの)及び交際費に該当する経費は除く。)



(案)

様式1

平成 年 月 日

文部科学省生涯学習政策局長 殿

都道府県・指定都市・中核市の  
教育委員会教育長

県(市)教育委員会教育長  
(印)

平成19年度放課後子ども教室推進事業等に係る経費について(仮申請)

(単位:千円)

区 分	補助対象経費総額 (A)	要国庫補助額 (A × 1/3)
放課後子ども教室推進事業		
放課後子ども教室備品整備事業		
放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業		
合 計		

【記入担当者連絡先】

担当者氏名

〒

住所

電話

FAX

e-mail

様式2

【都道府県のみ記入】  
市町村別内訳

(単位:千円)

市町村名	放課後子ども教室推進事業			放課後子ども教室備品整備事業		
	補助対象経費総額 (ア)	要国庫補助額 (ア×1/3)	箇所数 (ヶ所)	補助対象経費総額 (イ)	要国庫補助額 (イ×1/3)	箇所数 (ヶ所)
1 市						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
合計						

【指定都市・中核市のみ記入】  
箇所数内訳

区 分	箇所数
放課後子ども教室推進事業	ヶ所
放課後子ども教室備品整備事業	ヶ所

様式3

年度途中における追加申請(予定)について

【追加申請予定の有無】

1. 有	
2. 無	

”有”を選択した場合、以下を記入

【共通】

(単位:千円)

区分	補助対象経費総額 (B)	要国庫補助額 (B × 1/3)
放課後子ども教室推進事業		
放課後子ども教室備品整備事業		
放課後子ども教室指導者研修・推進委員会事業		

【都道府県のみ記入】

市町村別追加内訳 (都道府県のみ記入)

(単位:千円)

当初申請の有無	市町村名		放課後子ども教室推進事業			放課後子ども教室備品整備事業		
			補助対象経費総額 (ア)	要国庫補助額 (ア × 1/3)	箇所数 (ヶ所)	補助対象経費総額 (イ)	要国庫補助額 (イ × 1/3)	箇所数 (ヶ所)
有	1	市						
	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
合計								

【指定都市・中核市のみ記入】

追加箇所数内訳

区分	箇所数
放課後子ども教室推進事業	ヶ所
放課後子ども教室備品整備事業	ヶ所

(留意事項)

- ・本様式には、補正予算等によって年度途中に申請を考えている場合、その追加予定金額・箇所数について記載すること。
- ・本様式に計上される数値等は、正式な追加申請時の内容を制限するものではない。

(案)

## 放課後子ども教室実施における対象経費について

本表は、平成19年度新規事業である放課後子ども教室推進事業の”教室運営費”の対象経費を示したものである(コーディネーターや運営委員会を含まない)。ただし、以下はあくまでも例示であり、それ以外の経費についても自治体の会計基準等と照らし合わせて、適切なものと判断されれば補助対象となる。

以下の対象経費については、”便宜的”に地域子ども教室教室推進事業(委託事業)の費目をベースに示している。

経費費目(例)	対象経費(例)
諸謝金	安全管理員・学習アドバイザー・講師等への謝金、原稿執筆謝金など個人に対して支払う謝金
旅費	安全管理員・学習アドバイザー・講師等が事業開催場所までに要する交通費(特別な催し物開催時等)など、実費に相当する額を原則とする
消耗品費	文房具代、事務用品、用紙代、フィルム代、救急用品など
印刷製本費	広報資料(リーフレット等)、放課後子ども教室活動資料(募集チラシ、参加カード等)、報告書等の印刷費、コピー代、写真現像代など
通信運搬費	広報資料・活動資料等の送料(切手等郵送料・宅配料)、活動に必要な用具・物品・機材等の運送料
借料及び損料	活動に係る会場や、物品(用具、機材、楽器、パソコン、衣装等)の借り上げ料、衣装等のクリーニング代など
教材費	活動に必要な参考図書、テキスト代、ビデオ・CD代、スポーツ用具(サッカーボール・なわとび等)、学習参考書、その他(百人一首、将棋、オセロ、トランプ等)
会議費	会議等における茶菓子代、弁当代など
賃金	短期アルバイト賃金(資料整理、会計補助業務など)
保険料	安全管理員等の保険(スポーツ安全保険など) 参加者に対する保険料は対象外
雑役務費	送金手数料など

# 学習活動（学びの場）について（案）

- 放課後子ども教室推進事業 -

## 【 1 . 学習活動（学びの場）の位置づけ】

放課後や週末等における地域の子どもたちの安全・安心な  
活動拠点（居場所）の確保

地域の多様な大人の参画を得て実施する様々な体験・交流活動等に加えて、  
家庭の経済力等に関わらず、学ぶ意欲がある子どもたちに学習機会を  
提供する取組の充実を図る

子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性の涵養や  
地域コミュニティの充実

## 【 2 . 想定される活動内容】

### 学校の宿題、予習や復習、補習

「学習指導要領」上の各教科に関連する活動は可能

### その他（社会教育の観点からも）

地域の郷土史、読書、英会話、科学実験、IT関係 等

## 【 3 . 学習アドバイザーについて】

### 想定される人材

- ・地域の退職教員や教員を目指している大学生
- ・その他、地域で活躍している様々な分野の人材（ ）

生涯学習インストラクター、地元企業や民間教育事業者の関係者なども該当。  
また、年数回程度であれば、特別な催し物実施のために講師を招聘することも  
可能である。

## 【 4 . 放課後児童クラブとの連携】

学習活動（学びの場）においても、放課後児童クラブとの連携促進を図り、  
できるだけ多くの域内の子どもたちが参加できるよう、配慮していただきたい。

## 《参考》

### 公立学校施設の財産処分手続について

#### 財産処分手続とは

国庫補助により整備された校舎等を転用する際に文部科学大臣の承認を経る手続。  
地方公共団体は、国庫補助金に相当する額を納付することが原則。  
(根拠:「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条)

#### 財産処分手続の簡素化・弾力化

以下の要件を満たす転用であれば、補助金相当額の納付は不要

公共用・公用施設に転用

補助事業完了後10年経過( )

無償による転用

地域再生法に基づく地域再生の取組においては、経過年数を問わず納付金免除可能

さらに次の施設へ転用する場合は、「報告」のみで手続が可能

放課後児童クラブ、児童館、社会教育施設、社会体育施設、文化施設、  
保育所、老人デイサービスセンター等の公共用施設及び公用施設

#### 次の場合は、財産処分手続は不要です

学校施設としての用途を変更しない範囲での一時的な使用

##### 【具体例】

- ・放課後や休日に「放課後子ども教室」の実施場所として教室を使用する場合
- ・学校開放の一環で地域のスポーツ団体に体育館を使用させる場合 等々

国庫補助を受けずに整備した施設の転用

建物の処分制限期間(例:鉄筋コンクリート造60年、木造24年)を経過した施設の転用

##### 【連絡先】

文部科学省文教施設企画部施設助成課振興地域係

03-6734-2464(直)

03-5253-4111(内線2001)

# 地域子ども教室と 放課後児童クラブの連携

～ 地方自治体における取組例～

パターン : 別々の場所(建物)で連携して実施

島根県松江市の例

	地域子ども教室	放課後児童クラブ
教室・クラブ名	古志原子ども広場	古志原地区児童クラブ
実施場所	古志原公民館	古志原小学校内専用施設
連携内容	地域子ども教室は週2回開設され、地域子ども教室の活動に児童クラブの児童が自由に遊びに来て、一緒に活動する。	
	地域子ども教室が開設される古志原公民館と児童クラブは、徒歩1分もかからない距離にある。	
	児童クラブからの参加が多くなる場合は、クラブの指導員も一緒に参加。	
	年に数回、地域子ども教室か児童クラブのいずれかが主管となり、両方の子どもが参加する行事を行っている。	
連携の成果	多様な経験を、たくさん子どもたちで共有できる。	
	小学校1年生など、入学後仲良しになったばかりの子ども同士(児童クラブに登録している児童とそうでない児童)が放課後も一緒に遊べる場を提供できている。	
	夏休みなど一日中児童クラブにいる子どもたちの遊びの選択の幅が広がっている。	
連携の課題等	児童クラブの児童が施設を行き来した際の、児童の所在の把握等に配慮や連携の工夫が必要。	

高知県土佐清水市の例

	地域子ども教室	放課後児童クラブ
教室・クラブ名	わくわく文化教室	にこにこクラブ
実施場所	土佐清水市立市民図書館	清水小学校(余裕教室)
連携内容	地域子ども教室(週3回開設)において、月一回、人形劇発表会や絵本の読み聞かせなどの催し物が行われる際、児童クラブの子どもたちも参加。(クラブ指導員引率)	
	地域子ども教室が開設される土佐清水市立図書館と児童クラブは、徒歩3分の距離である。	
	合同活動の際は、両事業の指導員が協力して両方の子どもを見守るようにしている。	
	催し物が開催される際は、教室関係者等がクラブ指導員と直接連絡を取り合って、参加の呼びかけや調整を行うようにしている。	
連携の成果	たくさん子どもたちが集まることで、活気が生まれ、また異学年同士の子どもとの交流が可能になった。	
連携の課題等	現在のところ、特になし。	



パターン : 同じ建物内で、部屋を分けて連携して実施

岩手県<sup>くずまき</sup>葛巻町の例

	地域子ども教室	放課後児童クラブ
教室・クラブ名	わいわい遊びのがっこう	葛巻学童クラブ
実施場所	葛巻小学校 (地域子ども教室)視聴覚室、体育館 (放課後児童クラブ)余裕教室	
連携内容	地域子ども教室は週3回開設され、参加を希望する児童クラブの子どもたちも一緒に活動する。	
	地域子ども教室に参加した児童クラブの子どもたちは、地域子ども教室が終了する午後5時(冬期間は午後4時)には通常の専用スペースに戻り、おやつを食べたり保護者の迎えを待ったりする。	
連携の成果	地域子ども教室は、週1回、体育館で活動することになっており、その際には、児童クラブの指導員も1人配置し、両事業の指導員で子どもたちの活動をサポート(地域子ども教室の指導員は2名)。	
	<p>&lt;参考：地域子ども教室の活動内容&gt;</p> <p>活動の基本スタイルは自分の好きなことをやる。 (トランプ・オセロなどのゲーム遊び、工作、折り紙、お絵かき、映画会、読書、宿題、じゅうたんの上でごろごろなど)</p>	
連携の課題等	児童クラブの子どもたちからは、「地域子ども教室にはたくさんの子どもが集まるので、大勢で遊ぶことができる。楽しくて、あっという間に時間が過ぎるので、地域子ども教室ももっと時間を長くしてほしい」という声が聞かれている。	
	もともと児童クラブでは宿題をする時間が設定されており、連携当初は地域子ども教室に参加することで、そのリズムが崩れるといった指摘もあった。しかし、地域子ども教室に宿題をするためのスペースを設けたところ、そこで、宿題を済ませてから遊ぶようになる等の変化が見られた。開設から約2年が経過して、子どもたちそれぞれの放課後の過ごし方が、それぞれの生活のリズムとして定着してきている。	
連携の課題等	将来的には一体的という形を目指すものの、当面は双方の機能を生かして連携を図っていく。	
	葛巻町には、葛巻小学校以外に、保育園に設置している児童クラブが3箇所ある。保育士が指導員となっているが、将来的に両事業を小学校で一体的に運用するとなると、保育士が対応できなくなり、有資格の指導員の確保が課題となる。現在、地域子ども教室で活躍しているボランティアは主婦が多いが、「午後5時以降の活動は難しい」という声も聞かれている。	

### 福島県南会津町の例

	地域子ども教室	放課後児童クラブ
教室・クラブ名	荒海子ども教室	荒海放課後児童クラブ
実施場所	荒海小学校 (地域子ども教室) 家庭科室 (放課後児童クラブ) 余裕教室 (鍵付)	
連携内容	児童クラブの指導員が地域子ども教室への送り迎えをする。	
	地域子ども教室は週3回開設され、児童クラブの参加児童は、地域子ども教室の活動に参加した後に児童クラブへ移動する。	
	児童クラブの指導者は、地域子ども教室で活動する児童クラブの子どもたちを見守る。	
	スクールバスの送り迎えの時間の差で地域子ども教室と児童クラブの子どもたちのすみ分けがしっかりしている。	
連携の成果	児童クラブの子どもたちも、地域子ども教室を毎回楽しみにしている。	
	児童クラブの子どもたちにとっても地域の大人と触れ合うことで、挨拶もしっかりとできるようになってきた。	
連携の課題等	地域子ども教室は家庭科室を利用しているため、専用の活動場所が欲しい。	
	地域子ども教室と児童クラブの開催場所が1階と3階で離れていること。	

### 兵庫県川西市の例

	地域子ども教室	放課後児童クラブ
教室・クラブ名	くしろレインボークラブ	オレンジクラブ
実施場所	久代小学校 (地域子ども教室) 学校施設等 (放課後児童クラブ) 余裕教室	
連携内容	地域子ども教室が開設している7つの「クラブ」(園芸、書道、理科実験、自然観察等、年間150日(週3回程度)実施)に、児童クラブの希望者が自由に参加している。	
連携の成果	児童クラブにとって、今までよりも異年齢交流や地域の大人とのふれあいの場を持つことができ、活動内容の充実を図ることができた。	
連携の課題等	河川敷での自然観察など、学校から離れた場所で地域子ども教室を実施する場合、指導員による児童クラブの子どもの行動確認や確実なクラブへの帰着など、安全管理の方法に研究の余地がある。	
	児童クラブとの連携を重視すると、活動内容が低学年児童を対象とするものに限定されるため、高学年児童も視野に入れた活動内容の工夫が必要である。	